

東京商工会議所の団体PL

団体PL保険制度

生産物賠償
責任保険

リコール費用補償特約がセットできます！
会員事業所のニーズに応じて支払限度額を選べます！

- 予期せぬリスクに備え、
堅実な経営をお守りします。

保険期間

2024年7月1日～

2025年7月1日 ※中途加入も可能です。

東京商工会議所 団体PL保険制度とは

- 1995年に、会員企業のPLリスクへの備えとして
発足した制度です。
- この保険制度は、東京商工会議所が保険契約者となる
団体契約です。
- 簡便な手続で、すぐに中途加入ができます。

特長・利点

- 東京商工会議所が保険契約者となる団体契約で、被保険者数による割引などが適用されるため、個別にご契約される場合に比べ、割安な保険料で加入できます。
- リコール費用補償特約をご用意しております。被保険者が製造または販売した製品に起因して、身体障害・財物損壊が発生した場合、またはそのおそれが生じた場合に生産物の回収等を実施するために必要かつ有益と認められる費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
- 貴社のニーズに合わせ、柔軟な商品設計ができます。
(支払限度額、特約追加など)
- 保険料は損金処理ができます。(2024年2月現在)*

*この「税法上の取扱い」は今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。

挑みつづける、変わらぬ意志で。

 東京商工会議所

東商会員の皆様へ

貴社の「PL法対策」は万全ですか？

わが国のPL法（製造物責任法）とは

製造物責任法は、製品の欠陥が原因で、その製品を購入・使用していた消費者の身体障害あるいは財産損害が発生した場合の、製造業者等の損害賠償責任について規定する法律です。「被害者の保護」がその立法趣旨です。

消費者が欠陥によって損害を被った場合、従来は民法（第709条：不法行為）に基づき、企業の「過失」を証明する必要がありましたが、1995年のPL法施行後は、被害者の証明負担が軽減され、製品の「欠陥」を証明すれば、企業に対して損害賠償請求を提起できることになりました。PL法の制定により、企業の責任が一層問われることになったと言えます。

PL保険（生産物賠償責任保険）とは

製造・販売した製品や行った仕事の結果が原因で、消費者などに人身事故や物損事故が発生し、貴社が法律上の損害賠償責任を負ったことにより被る損害を補償する保険です。



保険金をお支払いする主な場合

東京商工会議所の会員事業所のみなさま（被保険者）が製造もしくは販売された製品、または行った仕事の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、東京商工会議所の会員事業所のみなさま（被保険者）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

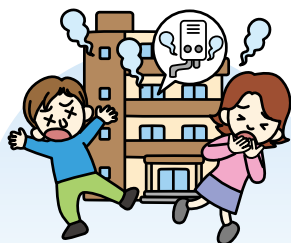
お支払いの対象となる事故例

〈生産物リスク〉

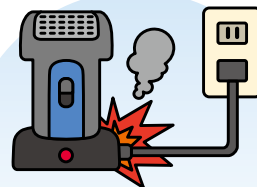
製造・販売した財物（生産物）が他人に引き渡された後、その生産物の欠陥により発生した偶然な事故



テレビが発火して家屋が焼失した。



ガス湯沸器の不完全燃焼により
団地で集団一酸化炭素中毒が
発生してしまった。



電気カミソリを充電中に、
電気カミソリから漏電し
火災が発生して近くの壁が焼損した。

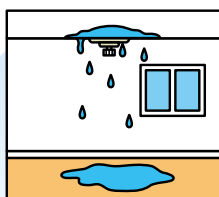
等

〈仕事の結果リスク〉

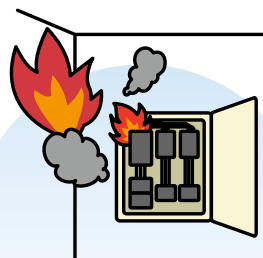
行った仕事が終了した後、その仕事の欠陥により発生した偶然な事故



取り付けた看板がはずれ、
通行人に当たりケガをさせて
しまった。



スプリンクラー設置の欠陥
により漏水が発生し、
じゅうたんが水ぬれで汚れてしまった。



電気工事の配線ミスにより漏電し、
火災が発生して近くの壁が焼損した。

等

この契約の対象となる方

この契約の対象となる方は、次のとおりです。

リスク	対象となる方	保険の対象となる生産物・仕事の結果
生産物リスク	製品(生産物)の製造業者・販売業者や飲食店等の方	食品・飲料品、電気器具、喫茶店・飲食店等で提供される飲食物、スーパー・デパート等で販売する商品等
仕事の結果リスク	工事や作業の請負業者等の方	内・外装工事等の請負業者の仕事の結果、機械類の設置・修理業者の仕事の結果、清掃作業の結果等

※ お引き受けできない「製品(生産物)」「仕事の結果」がありますのでご了承ください。 海外への輸出品については対象外となります。
詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

特約に別の規定がある場合を除き、上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

「損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

ご契約の方法

1 支払限度額を設定していただきます。

「支払限度額」とは、事故が発生した場合に引受保険会社がお支払いする保険金の限度額です。保険の対象となる生産物・工事・仕事の内容、生産物の売上高、工事・仕事の完成工事高・売上高等により適当と思われる額をお決めいただきます。

団体PL保険制度 加入パターン

補償内容	A (エコノミー)	B (標準)	C (プレミアム)
身体障害・財物損壊共通 1事故・保険期間中支払限度額	1億円	3億円	5億円
1事故あたり免責金額	1万円	1万円	1万円

※ABCいずれかのパターンをご選択ください。

※支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害補償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細はくお支払いの対象となる損害>(前ページ)をご参照ください。

※免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

※お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

2 保険期間

2024年7月1日～2025年7月1日までの1年間となります。

中途加入も可能です。

3 保険料

保険の対象となる生産物・工事・仕事の内容、生産物の売上高、工事・仕事の完成工事高・売上高、支払限度額、免責金額、セットする特約等によって異なります。

●保険料は業種・リスク区分毎に売上高百万円当りの料率に沿って算出されます。

用語	説明
年間売上高	把握可能な最近の会計年度において、被保険者が販売または提供した保険の対象となる商品またはサービスの対価の総額
年間完成工事高	把握可能な最近の会計年度において、被保険者が行った保険の対象となる工事・仕事に対する対価の総額

●業種・リスク区分が2つ以上ある場合の料率は、それぞれに計算され最後に加重平均されます。

●事業を開始してから1年未満の場合は、新規事業とみなします。

●新規事業の場合には、年間契約・中途加入いずれの場合にも、年間売上高・年間完成工事高の代わりに事業計画値を使用します。

●中途加入の場合の特約保険料は、基本契約同様に月割り計算で算出します。

●実際に払い込んでいただく保険料は、代理店・扱者までお問合わせください。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- ① 保険契約者または被保険者（保険契約により補償を受けられる方。以下同様です。）の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ⑧ 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または漏出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）
- ⑩ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ア. 石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（以下、「石綿等」といいます。）の人体への摂取または吸引
 - イ. 石綿等への曝露による疾病
 - ウ. 石綿等の飛散または拡散
- ⑪ 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害
- ⑫ 次の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること。これらに起因する使用不能または修補を含みます。）に対する損害賠償責任。なお、これらの財物の一部の欠陥によるその財物の他の部分の損壊に対する損害賠償責任を含みます。
 - ア. 生産物
 - イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）
- ⑬ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- ⑭ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- ⑮ 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- ⑯ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. この保険契約が初年度契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた（知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。）とき
 - イ. この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた（知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。）とき
- ⑰ 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物（生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。）の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）に要する費用（被保険者が支出したと否にかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否とを問いません。）およびそれらの回収措置に起因する損害
→ **リコール費用補償特約（任意セット）により一部補償できます。特約の詳細は6ページをご参照ください。**
- ⑱ 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について講じるべき回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）を、被保険者が正当な理由なく怠ったときの、以後発生する同一原因に基づく損害
- ⑲ 生産物が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。）財物（以下「完成品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害。ただし、完成品の損壊に起因して発生した、完成品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。
→ **「不良完成品損害補償特約」および「不良完成品間接損害補償特約」（自動セット）により一部補償できます。特約の詳細は5ページをご参照ください。**
- ⑳ 生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害
 - ア. 製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物（以下「製造品・加工品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
 - イ. 製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害ただし、製造品・加工品の損壊に起因して発生した、製造品・加工品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。
→ **「不良製造品損害補償特約」および「不良製造品間接損害補償特約」（自動セット）により一部補償できます。特約の詳細は5ページをご参照ください。**
- ㉑ 医薬品等、農薬または食品のいずれかに該当する生産物が、その意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害
- ㉒ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ア. 医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - イ. はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことが許されていない行為を含みます。
- ㉓ 保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害
- ㉔ LPガス販売業務の結果に起因する損害

等



不良完成品損害補償 ※自動セット

※「不良完成品損害補償特約」と「不良完成品間接損害補償特約」が自動セットされています。
※この特約は、工事、修理、サービス業などの、仕事の結果によるリスクにはセットされません。

補償の内容

前記の「保険金をお支払いしない主な場合」⑨で免責となっている、生産物が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。）財物（以下「完成品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害を補償する特約です。

支払限度額

基本契約の支払限度額の内枠で、1 事故・保険期間中1,000万円を限度として支払われます。

免責金額

1 事故につき基本契約の免責金額を適用します。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次の①および②をいずれも満たす場合は保険金をお支払いしません。
 - ①完成品を損壊することなく、生産物を完成品から取り外すことが可能である。
 - ②生産物を完成品から取り外すことにより、生産物以外の部分の完成品が損壊していない状態となる。
- その他この特約で補償する損害を免責としている項目を除き、4ページ記載の「保険金をお支払いしない主な場合」と同様となります。



不良製造品損害補償 ※自動セット

※「不良製造品損害補償特約」と「不良製造品間接損害補償特約」が自動セットされています。
※この特約は、工事、修理、サービス業などの、仕事の結果によるリスクにはセットされません。

補償の内容

前記「保険金をお支払いしない主な場合」⑩で免責となっている、生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の、製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物（以下「製造品・加工品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害を補償する特約です。

支払限度額

基本契約の支払限度額の内枠で、1 事故・保険期間中1,000万円を限度として支払われます。

免責金額

1 事故につき基本契約の免責金額を適用します。

保険金をお支払いしない主な場合

この特約で補償する損害を免責としている項目を除き、4ページ記載の「保険金をお支払いしない主な場合」と同様となります。

損害賠償請求ベース特約 ※自動セット

<「遡及日」の設定にご注意ください。>

この保険契約は「損害賠償請求ベース」です。

保険金のお支払対象となる損害は、加入者証記載の「遡及日」以降に発生した事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が提起された場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。

保険料確定特約 ※自動セット

この特約により、保険料確定型となります。詳細は裏表紙「保険料の精算」をご参照ください。

オプション特約の補償

リコール費用補償特約 ※任意セット

支払限度額：1事故・保険期間中 **1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円** から任意で選択いただけます。

(※)基本契約の支払限度額に含まれます(内枠払い)。

免責金額：1事故につき、基本契約と同額の免責金額を適用します。

特約保険料：代理店・扱者までお問い合わせください。

<保険金をお支払いする主な場合>	<保険金をお支払いしない主な場合>
(1)生産物の欠陥に起因して、日本国内に存在する生産物の回収等を実施するために有益かつ必要と認められる次の①から⑭までに該当する費用(被保険者以外の者が支出し、被保険者に対して求償してきた次の①から⑬までに該当する費用を含みます。)を被保険者が負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 ③回収生産物か否かまたは欠陥の有無について確認するための費用 ④回収生産物の修理費用 ⑤代替品の製造原価または仕入原価 ⑥回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価 ⑦回収生産物または代替品の輸送費 ⑧回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 ⑨回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ⑩回収等の実施により生じる出張費・宿泊費等 ⑪回収生産物の廃棄費用 ⑫信頼回復広告費用 ⑬在庫品廃棄費用 ⑭コンサルティング費用 (2)(1)の損害に対して保険金を支払うのは、事故の発生またはそのおそれがある生産物に対してなされたものに限り、回収等の実施および生産物事故の発生またはそのおそれが、次のいずれかの事由により客観的に明らかになった場合に限ります。 ①被保険者または回収等実施者の行政庁に対する届出または報告等^(注1) ②被保険者または回収等実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告^(注2) ③回収等の実施についての行政庁の命令 (注1)届出または報告等は、文書による届出または報告等に限ります。 (注2)社告は、回収生産物を使用または消費する者に対して、その生産物の欠陥の存在、欠陥に起因する事故の発生またはそのおそれ、および回収等の実施について周知させる効果があるもので、事前に引受保険会社が認めたものに限ります。インターネットのみによるものを含みません。	○血液製剤、たばこもしくは電子たばこ、武器または航空機の欠陥に起因するその財物の回収等によって生じた損害。ただし、被保険者が製造・販売等を行った財物がこれらの財物の成分、原材料、添加物、資材、部品、容器もしくは包装等として使用された場合を除きます。 ○保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故の発生またはそのおそれによって生じた損害 ○保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による法令違反によって生じた損害 ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)によって生じた損害 ○地震、噴火、洪水、津波または高潮によって生じた損害 ○生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由によって生じた損害(ただし、これらの事由が異物混入の結果として発生した場合は除きます。) ○消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定めて製造、販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等によって生じた損害 ○核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害 ○石綿(アスベスト)の組成、含有、付着またはこれらのおそれによって生じた損害 ○生産物の修理(生産物の回収等による修理を含みます。)または代替品の欠陥によって生じた損害 ○牛海綿状脳症(BSE)もしくは口蹄疫またはこれらのおそれによって生じた損害 ○高病原性鳥インフルエンザによって生じた損害 ○次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れもしくは表示誤り、または次の者による脅迫行為もしくは加害行為によって生じた損害 ◇被保険者 ◇被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関 ○生産物の効能・性能に関する不当な表示(実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。)または虚偽の表示によって生じた損害 ○保険期間が開始した場合においても、保険期間の開始時から保険料を領収する時までの間において、保険契約者または被保険者が事故の発生もしくはそのおそれを知った(知ったと合理的に判断できる理由があるときを含みます。)ときまたは回収決定がなされたときは、その回収等によって生じた損害 等

追加被保険者特約 ※任意セット

加入者が製造業者等(完成品メーカー等)で、関連下請メーカー、部品・原材料メーカー、加工・組立(アッセンブリー)業者のリスクを含めて補償する場合や、加入者が請負業者で下請業者のリスクを含めて補償する場合にセットします。

追加被保険者特約(販売業者用) ※任意セット

加入者が製造業者等(完成品メーカー等)で、関連販売業者のリスクを含めて補償する場合にセットします。

この書面では生産物賠償責任保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特別約款・特約(以下「普通保険約款・特約」といいます。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管してくださいませようお願いします。

契約概要の ご説明

ご加入に際して特にご確認ください事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
生産物賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約(自動セット) 賠償責任保険追加特約(自動セット) + 生産物特別約款 損害賠償請求ベース特約 不良完成品損害補償特約 不良完成品間接損害補償特約 + 不良製造品損害補償特約 不良製造品間接損害補償特約 保険料確定特約 + 各種特約(任意セット) ^(注)

(注)任意セットの特約は必要な場合にセットします。「2.(2)セットできる主な特約」をご参照ください。

2 引受条件等

(1) 補償内容

① 被保険者

保険の種類	被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）
生産物賠償責任保険	加入申込票 ^(注) の「記名被保険者」欄に記載された方のみが被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

- ② 保険金をお支払いする主な場合 パンフレット本文(「団体PL保険制度」。以下「パンフレット」といいます。)の「保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。
- ③ お支払いの対象となる損害 パンフレットの「お支払いの対象となる損害」をご参照ください。
- ④ 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由) パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(2) セットできる主な特約

セットできる主な特約はパンフレットの「オプション特約の補償」をご参照ください。特約の内容の詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(3) 保険期間および補償の開始・終了時期

- ① 保険期間 保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。
- ② 補償の開始 始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。
- ③ 補償の終了 満期日の午後4時に終了します。

(4) 支払限度額等

パンフレットの「ご契約の方法」をご参照ください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

(2) 保険料の払込方法

パンフレット裏表紙「保険料の払込方法」をご参照ください。

4 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

注意喚起情報のご説明の「6.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1 クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）

このご契約は、東京商工会議所が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込票の記載上の注意事項）

特にご注意ください

- ① 申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ② 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票^(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、保険金額等）を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(2) ご加入後における注意事項（通知義務等）

特にご注意ください

- ① ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
 - 加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
 - ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合
- ② ご加入後、次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
 - ◆ 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
 - ◆ 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3 保険期間および補償の開始・終了時期

(1) 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(2) 補償の開始

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。

(3) 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

4 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

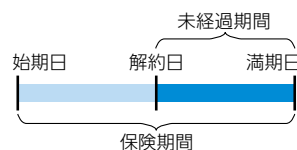
保険料は、パンフレット裏表紙「保険料の払込方法」記載の方法により払い込んでください。**保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。**

なお、保険料の払込みが猶予される場合もありますので、詳細はパンフレット裏表紙「保険料の払込方法」をご参照ください。

6 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ご加入の脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（右図をご参照ください。）分よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約で確認ください。
- 始期日から解約日まで期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解約する場合、払込みいただいた保険料が最低保険料（加入者証に最低保険料が記載されていない場合は5,000円）未満のときは、その差額をご請求することがあります。



7 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットの「その他のご説明」をご参照ください。

8 契約取扱者の権限

パンフレットの「その他のご説明」をご参照ください。

9 個人情報の取扱い

パンフレットの「その他のご説明」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

代理店・扱者にご照会ください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808〔ナビダイヤル
(全国共通・通話料有料)〕

・受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

**「24時間365日事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター」**

事故は いち早く
0120-258-189 (無料)

その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1 お申込み時にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと~

(1) 共同保険

パンフレット裏表紙をご参照ください。

(2) ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

(3) 加入申込票

代理店・扱者までご提出ください。

2 お申込み後にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと~

(1) 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

(2) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

3 事故が起こった場合の手続

(1) 損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、代理店・扱者または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

- ① 損害賠償請求を最初に知った時の状況
- ② 申し立てられている行為
- ③ 原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料) へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社へ書面によりご通知いただく必要があります。

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注) (注) 事故発生状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ① 他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ② 他人の財物破損(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③ ①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ④ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ⑤ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ① 保険金請求権者を確認する書類 ② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書 もしくは代表者事項証明書

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします(注3)。
(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。
(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。
- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

4 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ① 引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ② 提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋
上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○ 契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○ 再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

< 保険会社破綻時等の取扱い >

- ◆ 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
- ◆ この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ◆ また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

＜ご注意いただきたいこと＞

- ◆ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- ◆申込人と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

＜契約取扱者の権限＞

契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

制度の取扱い

加入資格

この保険は東京商工会議所が保険契約者となる団体契約です。
この保険にご加入いただけるのは、お申込人、記名被保険者ともに東京商工会議所の会員事業所である場合に限りです。

保険料の
払込方法

- 新規にご加入される場合、払込方法は一時払のみとなります。
 - 一時払・分割払ともに、保険料はすべて初回から預金口座より自動的にお引き落としさせていただきます。保険料のお引き落とし日は、補償の開始する月の翌々月23日を初回とし、以降毎月23日となります。23日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。
 - 初回保険料が口座引き落とし不能となった場合は、後日、再振替させていただきますが、再振替も不能となった場合には、解除します。（保険責任は開始しません。）
 - 分割払の場合、第2回目以降の保険料が、2か月連続で口座引き落とし不能となった場合には、保険契約は保険料不払解除となり、保険の効力がなくなります。
- （注）口座振替で保険料が払い込まなかったことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、初回引落とし不能日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

最低保険料

この制度での1加入の最低保険料は5,000円です。

保険料の
精算

この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

○ご加入の際には、保険料を算出（確定）するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。

○新設法人等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績がない場合は、ご加入時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際、「事業計画値」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の売上高をご通知いただく必要はありません。

*保険料算出の基礎となる数値は正しくご申告願います。ご申告いただいた数値が事実と異なる場合には、この保険の有効性を損ねることとなります。

保険期間

2024年7月1日～2025年7月1日（1年間）（中途加入も可能です。その場合は、原則毎月1日が補償開始日となります。）

事故が発生した
場合のご対応

- 保険金支払手続は、引受幹事保険会社である三井住友海上で行います。
- 加入者（被保険者）は、損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または事由が発生したことを知った場合、もしくは被害者より損害賠償の請求または通知があった場合は、ただちに以下項目をご確認のうえ、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。
イ.事故または事由発生の日時、場所 ロ.被害者の氏名・住所・電話番号 ハ.事故の状況・原因 ニ.被害者との話し合いの状況 ホ.損害賠償の請求を受けたときはその内容を記載した書面 等
- 保険金をご請求されるときは、所定の書類をご提出いただくことになります。
- 詳細は9～10ページをご参照ください。

共同保険契約に
関するご説明

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

◆共同保険契約分担保

引受保険会社の 引受割合（％）	左記以外の保険会社の引受割合（％）				合 計 （％）
	三井住友海上	東京海上日動	あいおいニッセイ同和損保	損害保険ジャパン	
三井住友海上 97.5		1.4	0.4	0.7	100.0
東京海上日動 81.4	17.5		0.4	0.7	100.0
あいおいニッセイ同和損保 80.4	17.5	1.4		0.7	100.0
損害保険ジャパン 80.7	17.5	1.4	0.4		100.0

（注）ご加入する際の引受保険会社にかかわらず、ご契約の幹事保険会社は三井住友海上です。

代理店分担保割合（％）	
東商サポート＆サービス（幹事代理店）	20.0
取扱（募集）代理店	80.0

保険契約者 **東京商工会議所**

制度運営 **東京商工会議所 共済センター** 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 TEL 03-3283-7909

引受保険会社 **幹事保険会社 三井住友海上火災保険株式会社**

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社

東京商工会議所「団体PL保険制度」幹事代理店

株式会社 東商サポート＆サービス TEL 03-3213-3847 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2

代理店・扱者（ご相談・お申込先）